

## 東松島市復興整備協議会特別会議 議事録

日 時	今回（第7回）	平成25年10月15日（火）14:00～14:25
	前回（第6回）	平成25年 9月12日（木）14:40～14:52
場 所	宮城県庁9階 第1会議室	
復興整備事業	市街地開発事業 野蒜北部丘陵地区土地区画整理事業 集団移転促進事業 東松島市防災集団移転促進事業（野蒜北部丘陵地区） その他施設の整備に関する事業 東松島市災害公営住宅整備事業（野蒜北部丘陵地区） 東松島市災害公営住宅整備事業（柳の目北地区）	
出席者	東松島市	復興政策部復興政策部長 古山 守夫 建設部建設課長 菅原 博 建設部建設課復興住宅班 副参事兼班長 千葉 重正 復興政策部復興都市計画課長 小林 典明 復興政策部復興都市計画課技術参事兼都市整備班長 五野井 盛夫
	復興庁	宮城復興局主任専門調査官 大森 隆博 宮城復興局主査 児玉 昌也
	国土交通省	国土政策局総合計画課専門調査官 鈴木 豪
	林野庁	森林整備部計画課森林計画指導班施工企画係長 本村 松吾
	東北森林管理局	宮城北部森林管理署長 飯田 裕一
	学識経験者	東北工業大学教授 稲村 肇
	学識経験者	宮城県森林審議会委員 川村 正司
	宮城県	土木部都市計画課技術補佐（総括） 藤田 仁 土木部復興まちづくり推進室室長補佐（総括担当） 佐々木 康栄 土木部建築宅地課建築宅地課長 千葉 晃司 土木部復興住宅整備室技術補佐（班長） 小出 昇 農林水産部林業振興課技術参事兼課長 永井 隆暁 農林水産部森林整備課技術副参事兼技術補佐（総括担当） 渡辺 修 震災復興・企画部地域復興支援課副参事兼課長補佐（総括担当） 稲村 伸

### ○協議内容

#### 1 開 会（宮城県震災復興・企画部地域復興支援課課長補佐 相澤）

- ・出席者紹介：出席者名簿で確認
- ・会議の公開・非公開についての報告：会議を公開で行うことを報告
- ・傍聴人への注意

## 2 議 事

東松島市復興整備協議会規約第7条により、東松島市長代理人の古山復興政策部長が議長となる。

(東松島市復興政策部長 古山)

東松島市復興整備計画(案)について、事務局から説明願います。

(東松島市事務局 東松島市復興政策部復興都市計画課長 小林)

【様式第2により説明】

(東松島市復興政策部長 古山)

只今、事務局から説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

<意見、質問無し。>

(東松島市復興政策部長 古山)

次に、東松島市復興整備計画(案)、6ページ4-①に記載のとおり、保安林の解除について事務局から説明願います。

(東松島市事務局 東松島市復興政策部復興都市計画課長 小林)

【東松島市復興整備計画(案)様式第6について説明】

(東松島市復興政策部長 古山)

只今、事務局から説明がありましたが、宮城県森林整備課から補足することはございませんか。

(宮城県農林水産部森林整備課技術副参事兼技術補佐 渡辺)

補足説明いたします。本件につきまして、事業計画書、代替施設計画書及び関係図面により内容を審査したところ、30ページからの保安林解除調書及び33ページからの審査内容結果等にありまして、かつ解除面積が必要最小限であること、保安林機能を代替する排水工及び植生工等適切に計画されていること、保安林の転用による保全上の影響は軽微であることが認められることから当該保安林を解除することはやむを得ないものと認められます。また、本協議会に先立ちまして東日本大震災復興特別区域法第48条第4項の規定により、平成25年9月25日から10月9日までの間、当該事項について県庁及び東松島市役所において縦覧を実施しましたが、この間利害関係者等からの意見の提出はございませんでした。以上、補足説明いたします。

(東松島市復興政策部長 古山)

以上の説明について、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

<意見、質問無し。>

(東松島市復興政策部長 古山)

それでは続きまして、東松島市復興整備計画(案)、6ページ4-①に記載のとおり、地域森林計画の変更について事務局から説明願います。

(東松島市事務局 東松島市復興政策部復興都市計画課長 小林)

【東松島市復興整備計画(案)様式第5について説明】

(東松島市復興政策部長 古山)

只今、事務局から説明がありましたが、宮城県林業振興課から補足することはございませんか。

(宮城県農林水産部林業振興課技術参事兼課長 永井)

本件につきまして、東日本大震災復興特別区域法第48条第4項の規定に基づきまして、共同作成者である宮城県知事が平成25年9月24日から10月8日までの間、当該事項について県庁及び東松島市を含む関係機関において縦覧しており、この間利害関係者等からの意見はありませんでした。以上、補足説明いたします。

(東松島市復興政策部長 古山)

それでは、皆様からご意見、ご質問を伺いたしたいと思います。

はじめに、森林林業に関する学識経験者としてご出席いただいております宮城県森林審議会委員の川村様いかがでしょうか。

(宮城県森林審議会委員 川村)

異議はございません。なお、開発にあたっては水の処理、法面保全等防災対策に万全を期すようお願いいたします。

(東松島市復興政策部長 古山)

続きまして、東北森林管理局の飯田様いかがでしょうか。

(東北森林管理局宮城北部森林管理署長 飯田)

異議はございません。

(東松島市復興政策部長 古山)

続いて、林野庁の本村様いかがでしょうか。

(林野庁森林整備部計画課森林計画指導班施工企画係長 本村)

異議はございません。

(東松島市復興政策部長 古山)

その他ご意見ご質問はございませんでしょうか。

(出席者一同)

<意見、質問無し。>

(東松島市復興政策部長 古山)

それでは続きまして、東松島市復興整備計画（案）、6ページ4-①に記載のとおり、土地利用基本計画の変更について事務局から説明願います。

(東松島市事務局 東松島市復興政策部復興都市計画課長 小林)

東松島市復興整備計画（案）変更地域別概要について説明

(東松島市復興政策部長 古山)

只今、事務局から説明がありましたが、宮城県地域復興支援課から補足することはございませんか。

(宮城県震災復興・企画部地域復興支援課副参事兼課長補佐 稲村)

補足説明はございません。

(東松島市復興政策部長 古山)

それでは、皆様からご意見、ご質問を伺いたいと思います。

国土利用・土地利用に関する学識経験者として出席いただいております東北工業大学の稲村先生いかがでしょうか。

(東北工業大学 稲村教授)

土地利用基本計画の変更については異議ありませんが、拡大する地域の土地利用の現況はどうなっていますか。

(東松島市事務局 東松島市復興政策部復興都市計画課技術副参事兼都市整備班長 五野井)

拡大される区域は民地となっているが、森林区域にはもともと入っていなかったということで、現況は森林であります。

(東松島市復興政策部長 古山)

続きまして、国土交通省 鈴木様お願いします。

(国土交通省国土政策局総合計画課専門調査官 鈴木)

異議ございません。

(東松島市復興政策部長 古山)

その他ご意見ご質問はございませんでしょうか。

(出席者一同)

<意見、質問無し。>

(東松島市復興政策部長 古山)

それでは続きまして、東松島市復興整備計画（案）、9ページに記載のとおり、開発許可の特例の適用について事務局から説明願います。

(東松島市事務局 東松島市建設部建設課長 菅原)

【東松島市復興整備計画（案）様式第10について説明】

(東松島市復興政策部長 古山)

只今、事務局から説明がありましたが、宮城県建築宅地課から補足することはございませんか。

(宮城県土木部建築宅地課長 千葉)

事前に内容審査しまして都市計画法の技術基準に適合していることを確認済みです。

(東松島市復興政策部長 古山)

ご意見ご質問はございませんでしょうか。

(出席者一同)

<意見、質問無し。>

(東松島市復興政策部長 古山)

それでは最後に、今回の復興整備計画全体について、了承いただけますでしょうか。

(出席者一同)

異議なし

(東松島市復興政策部長 古山)

東松島市復興整備計画は、了承いただいたものといたします。

以上で議事を終了いたします。

### 3 閉 会（宮城県震災復興・企画部地域復興支援課課長補佐 相澤）

#### ○協議結果

- ・市街地開発事業「野蒜北部丘陵地区土地区画整理事業」及び集団移転促進事業（野蒜北部丘陵地区）、災害公営住宅整備事業（野蒜北部丘陵地区）の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第48条第1項に基づく保安林解除について協議会で了承された。
- ・市街地開発事業「野蒜北部丘陵地区土地区画整理事業」及び集団移転促進事業（野蒜北部丘陵地区）、災害公営住宅整備事業（野蒜北部丘陵地区）の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第48条第1項に基づく地域森林計画区域の変更について協議会で了承された。
- ・市街地開発事業「野蒜北部丘陵地区土地区画整理事業」及び集団移転促進事業（野蒜北部丘陵地区）、災害公営住宅整備事業（野蒜北部丘陵地区）の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第48条第1項に基づく土地利用基本計画の変更について協議会で了承された。

- ・災害公営住宅整備事業（柳の目北地区）の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第49条第4項に基づく都市計画法第29条の開発許可について協議会です承された。